

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月15日（木）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時25分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

私からは2点質問をしようと思っております。

代表質問で吉野川の観光素材を活用するというお話をしました。御答弁いただいた中でトロッコ列車の話が出てきましたが、これは時宜を得た大変いい案だと思ったところがあります。これは今すぐにできる話ではなく、恐らく昨年からこういう相談をされて実現したのかなと考えております。まずは、そのことについてJR側とどのようなやり取りをしてこられたのかということを知りたいと思います。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、トロッコ列車運行に関する経緯について御質問を頂戴いたしました。

県では、2017年4月に香川県の多度津駅、徳島県の大歩危駅間で運行を開始した観光列車、四国まんなか千年ものがたりが大変好評であったことから、これまでも、JR四国や一般社団法人四国ツーリズム創造機構に対し、本県単独路線での観光列車運行を要望してきたところでございます。

こうした中、昨年6月、JR四国から、2021年開催の四国デスティネーションキャンペーン、いわゆる四国DCに合わせた鉄道観光の新たな観光コンテンツとして、本県にトロッコ列車運行の提案があったところでございます。

その提案を受けまして、県では、昨年7月、四国DCやワールドマスターズゲームズ2021関西に向けた観光誘客の有力なコンテンツとして活用するため、本県でのトロッコ列車運行に協力する方針を決定したところでございます。

JR四国からの提案の中で、車両ラッピング、沿線でのおもてなしの調整について県への協力依頼があり、以後、コンセプト、ラッピングデザイン、列車の名称、運行区間、トロッコ区間、地元でのおもてなしの内容について協議を重ねてきたところでございます。

その結果、トロッコ列車の外観には、吉野川が育んだジャパンプルー、阿波藍をコンセプトカラーとして、深い藍色のから色へ染まっていくグラデーション、藍の絞り染めをモチーフとした水玉模様、本県在住の書家天羽汕景さんが藍の墨で藍の文字を揮毫したヘッドマークなど、徳島らしさをふんだんに盛り込んだデザインのラッピングを施した本県単独路線初のトロッコ列車、藍よしのがわトロッコを、今月10日からJR徳島線において運行開始したところでございます。

黒崎委員

県は以前から単独路線での運行を要望されており、JR四国から今回の列車のラッピングについて協力依頼があったということでございます。これは令和元年度の予算ですか。金額は幾らですか。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、ラッピング費用について御質問を頂戴いたしました。ラッピング費用につきましては令和2年度予算で計上しており、約500万円でございます。

黒崎委員

企画自体は昨年度から始まって、ラッピングその他で500万円の予算を組んだということでありまして。それほど大きくない予算であります。恐らく効果があるのだろうと思います。テレビでも見ましたし、パンフレットも見せていただきました。すごくすっきりとしたラッピングになっていると思います。

徳島駅から阿波池田までゆっくり走ること自体にも意味はあるのですが、停車する駅が何箇所かあります。停車する駅からそれぞれの観光地にどうつなげていくのかが、この企画の大変重要なところでありまして。これに関して地元の観光関係者や市町村あたりと恐らく既に相談をなさっていると思うのですが、そちらの進行状況はどうなっていますでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、トロッコ列車を活用して地域の皆さんとどうやって観光誘客に取り組むのかとの御質問を頂戴いたしました。

藍よしのがわトロッコにつきましては、徳島で久しぶりの復活となる阿波尾鷲トロッコ駅弁の列車内販売や、座席にタブレットを配置し4K映像による観光情報の提供を行うほか、地元の一般社団法人そらの郷と共同で、学生や観光団体の皆さんによる沿線ガイド、藍製品をはじめ、半田そうめん、徳島の地酒、フィッシュカツなど地域産品の車内販売、徳島らしさを感じられる藍染めののれんによる装飾など、徳島を挙げたおもてなしを用意しているところでございます。

こうしたおもてなしもありまして、県内外の皆様からの関心も高く、運行初日の10月10日の乗車率は96.4パーセント、翌日は乗車率は92パーセント、10月17日以降、向こう1か月の予約状況につきましては、下り便が98.6パーセント、上り便が80.2パーセントと、高い乗車率を誇り、順調に推移しているところでございます。

車内販売につきましても、10月10日、11日両日ともに5万円を超える売上げがあったと聞いているところでございます。

また、徳島線の新たなトロッコ列車運行を契機として、一般社団法人そらの郷をはじめ地元の観光協会や市町村とともに観光コンテンツを作り上げているところでございます。具体的に申しますと、地元ガイドと一緒に巡る三好市池田の歴史と大地のつながりを知

るツアー、地元三好市の地酒や食が味わえるMINDE KITCHENのちょい飲みセット、脇町潜水橋、日乃出本店、たばこ資料館などを折りたたみ自転車でゆっくり巡るポタリングなど、沿線地域のツアー商品の開発への取組も始まっているところがございます。

今後は、藍染めや阿波和紙などの体験観光、脇町や善入寺島のサイクルツーリズムなど、魅力ある周辺観光とトロッコ列車を組み合わせることにより、周遊の促進を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、地域の観光団体や市町村とともに、トロッコ列車や地域の観光資源を組み合わせた着地型商品の造成を加速させ、来年秋の四国DCにしっかりとつなぐことによりまして、県内外から多くの観光客の皆様に吉野川流域をはじめ県内各地へお越しいただけるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

地元ともきちんと連携がとれているということでもあります。

吉野川の沿線には観光資源がたくさんありまして、意外と地元の方は、えーあれが、みたいな話で、地元のことは私も含めて余りよく分かっていないところがございます。意外に外から見ると、大変面白い、興味を引くといったことが多々あります。

ですから、そのあたりを十分に話し込んで、本格的に四国DCを迎える前に更に磨きをかけてほしいというか、シミュレーションしておいていただきたいと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

沿線といっても、とても長いですから、その中で何箇所も見たいと思う所があるはずでございます。乗っていただいた方にその気になってもらうという努力が大事なのだらうと思いますので、よろしく願い申し上げます。滑り出しから96.4パーセント、92パーセントというのは本当に素晴らしいと思います。これができるだけ続くようお願い申し上げます。

もう1点は、これも代表質問で言いましたけれど、デュアル・モード・ビークル、いわゆるDMVを今年度からいよいよスタートさせるということでございます。

まだ日にちは決まってないのですね。国土交通省からの許可が下りる前段であるということで、いろんな項目について鋭意チェックをしているということでございます。ハードの部分は違う部局とのことですので、そのことは聞きませんが、週末には高知県の室戸岬まで走行するということでもあります。

こんなことが起こるのは恐らく初めてだらうと思います。以前、JR四国の観光担当者から、徳島から足摺岬まで何とか線路を通したいという熱い思いがいまだにあるんだと伺ったこともあります。ですから、JRもいろんな意味でフォローしてくれるだらうと勝手に思っております。

先ほどのトロッコ列車と一緒に、それぞれの地域を忘れることなく落とすことなく全て拾い上げる。地元でどう観光していただくのか、途中で下りたときにどんな観光をしていたか、そのあたりのことを沿線の各市町村としっかりと話をしておいていただきたいのですが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、DMVを活用した観光誘客について御質問を頂戴いたしました。

線路と道路の両方を走行することができ、今後の観光の起爆剤として活躍が期待されておりますDMVにつきましては、世界初となる2020年度の運行開始に向けて、現在準備が進められているところでございます。

運行ルートにつきましては、阿波海南駅から甲浦駅までの鉄路に加え、陸路では阿波海南駅から阿波海南文化村、甲浦駅から道の駅宍喰温泉、さらには土日祝日のみ甲浦駅から室戸市の海の駅とろむまで運行されることとなっております。

こうした中、観光地域づくりのかじ取り役となる一般社団法人四国の右下観光局が中心となり、令和元年6月には、DMVの観光活用策を検討する徳島県、高知県の地域民間団体で構成されるあさチェン推進会議を立ち上げ、車輪を切り換えるモードチェンジを体感する見学会の実施、DMVと周辺観光地をつなぐ周遊プランの企画、DMV運行に合わせたお土産や飲食メニュー、関連グッズの開発など、観光コンテンツの開発に取り組んでいるところでございます。

来年秋には、JRグループによる大型観光キャンペーンである四国DCの開催が予定されており、県内の周遊を促進するため、DMVをはじめ県内観光コンテンツを磨き上げているところでございます。

また、来月に高松で開催される四国DC全国宣伝販売促進会議におきまして、四国DCに向けた旅行商品の造成につなげるため、本県観光素材の目玉の一つとしてDMVのプレゼンテーションを行い、強力的にPRすることとしております。

さらには、会議の翌日から1泊2日で実施される旅行会社担当者向けの現地視察の徳島高知コースにDMVが組み込まれており、DMVの魅力を余すことなく体感していただくことを予定しております。

県といたしましては、四国の右下観光局と連携し、高知県とも一緒に、様々な機会を捉えて旅行会社に対してDMVをPRすることで、DMVを活用した新たな旅行商品の造成につなげ、県南観光誘客を戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

よろしく申し上げます。観光業者が1泊で現地視察するというところでございます。この時に出てくる意見を十分聞いておいてください。彼らは売上げにつながらなければいけないし、それが間違っているとは思いません。私も売上げにつなげるべきだと思います。そのためにはどんなサービスをどう準備すればいいのか。このことについては地元と十分相談していただき、事を進めるようにしていただきたいと思います。

もう1点気になることがあります。例えば阿南駅からの連絡はどうなのでしょう。そういう話は出てきておりますか。DMVへの連絡はどのようになっているのかということでございます。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、阿南駅からDMVへの運行ダイヤについて御質問を頂戴いたし

ました。

運行ダイヤにつきましては、今後、交通関係の部局とも連携しまして、利便性の高い時刻表になるよう、しっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

交通関係の部局ということですね。ということは、こういう話がきちんと議論に上がっていると考えてよろしいでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま黒崎委員から、交通部局との協議ということで、運行ダイヤの話が上っているのかというような御質問を頂戴いたしました。

DMVの導入効果を高めるためには、バスモードの活用策等を検討する阿佐東線DMV導入協議会、これは関係自治体、阿佐海岸鉄道で構成されているものでございますが、その場におきまして運行ルートに基づくダイヤ案、料金案等々を協議しているところであります。今後、各種手続を進めていくと聞いているところでございます。

黒崎委員

分かりました。しっかりとよろしくお願い申し上げます。

喜多委員

説明資料の24ページ、企業支援課の中小企業近代化資金貸付金特別会計の収入未済額ですけれども、この貸付けの内容等についてお尋ねいたします。

出口企業支援課長

ただいま喜多委員から、中小企業近代化資金貸付金特別会計の収入未済額について御質問を頂きました。

中小企業近代化資金貸付金特別会計では、小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備の導入を目的とした小規模企業者等設備資金貸付事業資金と、中小企業が組合などを設立して集団化、共同化、協業化に取り組み、施設設備の導入によって経営基盤の高度化の促進を目的とした中小企業高度化資金を運用しているところでございます。

これらの貸付金に係る未収金の状況といたしまして、説明資料に記載のとおり、令和元年度末においては12億1,500万円余りの収入未済額となっております。貸付先からの未収に至った原因としましては、経営基盤のぜい弱性に加え、バブル以降の不況、急激な為替変動の影響により、倒産、経営不振に陥ったことなどが原因として考えられております。

こうした未収金につきまして、県では、債権管理業務の基本的な処理方針を定めたマニュアルに基づき、債務者や連帯保証人に対し、電話、文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分や分割納付などにより、債権回収を図っているところでございます。さらには、債務者の償還能力に応じた重点的、効果的な督促、交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の再開、新たな定期償還者の掘り起こしなどに努めてまいりました。

また、平成20年度からは債権回収会社サービサーに債権管理業務を一部委託している

ころでありまして、民間企業の専門的な知識、技術を活用した回収も併せて取り組んでいるところがございます。

こうした取組の結果、令和元年度は債務者から517万6,000円を回収いたしました。令和2年度につきましては、債務者への督促、交渉などにより、9月末までに211万円余りを回収しているところがございます。

今後ともサービサーと連携しながら、債務者への督促、交渉を強化し、資産売却等を含めた債権回収の検討を行うとともに、倒産者に対して債務者の所在、資産、支払能力、相続等における状況の把握をできる限り行い、債務者等に対する訪問、督促等を引き続き粘り強く行うことで、可能な限りの債権回収に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

内容がよく分からないところがあるので教えていただけたらと思います。これは県が貸付けをしているのですか。

出口企業支援課長

ただいま、中小企業設備近代化資金貸付金について御質問いただきました。

この中小企業設備近代化資金貸付金は、国の法律に基づきまして、国から2分の1、県から2分の1を貸し付けるものです。国から県に2分の1を貸し付け、県の分と合わせて貸付先に貸し付けております。

喜多委員

ちょっと話が元に戻りますが、小規模設備の導入のための貸付けということだったのですけれども、具体的にはどんな所へ貸付けをしているのですか。

出口企業支援課長

具体的に申しますと、例えば、運送業者や建設業者におけるショベルカーなどの購入資金などの設備導入に係る貸付金でございます。

喜多委員

貸し付ける際の審査はどこがしているのですか。

出口企業支援課長

現在のことを申し上げますと、この小規模企業者等設備資金貸付金につきましては、平成11年度をもって県からの直接貸付けは終了し、平成12年度以降は公益財団法人とくしま産業振興機構を通じた間接貸付けとなっております。この間接貸付けについても、全国的な利用者の減少ということで、平成26年度末をもって貸付事業は終了しております。直接貸付けをしていた当時は県で、間接貸付けをしていた時は公益財団法人とくしま産業振興機構で、それぞれ審査していたと認識しております。

喜多委員

これは12億円余りの未収金ですけれども、この何十年かの間でこの金額になっているのですか。

出口企業支援課長

ただいま、この未収金の額について御質問いただきました。

先ほど申しましたように、まだ法律はございますが、平成26年度末でその事業は終了しております。倒産などにより未収になっているものにつきましては、サービサーや県職員が直接訪問して少額ずつを返納していただいているところでございます。去年は517万6,000円を回収しております。徐々にではありますけれども、現在もこの約12億円の回収は進んでおり、未収額は小さくなっている状況でございます。

喜多委員

これは不納欠損の処分には当たらないのですか。

出口企業支援課長

ただいま、不納欠損の処分には当たらないのかという御質問を頂きました。

県といたしましては、県民から預かった税金を注入して貸し付けさせていただいているということで、主債務者がお亡くなりになったり事業が倒産や事業停止になっていても、それを承継する相続人や連帯保証人について個別に調査をさせていただき、その方の支払能力の中でできる限りの債権回収に努めているところでございます。

喜多委員

この12億円もの大金について、最終的にはどこが責任を取るのですか。

出口企業支援課長

先ほど御説明させていただきましたとおり、県としては貴重な血税で貸し付けていますので、可能な限り回収に努めることとしております。少額ずつではありますけれども、今年度でしたら400万円程度の債権回収目標額を設定させていただきまして、サービサーや県職員が直接訪問を重ね、粘り強く交渉、回収に努めているところでございます。

喜多委員

繰り返しになるのですが、平成26年度で貸付けは終わりになっているのですか。

出口企業支援課長

中小企業設備近代化資金貸付金につきましては、終了しております。

喜多委員

今は貸付けゼロなのですね。繰り返しになるのですけれども、最終的にこの12億円の未収金はどうなるのですか。これからも50年、100年も続いていくのですか。不納欠損処分にはしないということになってきたら、誰がどのように責任を取るのですか。責任がない未

収金というのもおかしいです。これは責任がないというか、誰も責任を取らないでそのままずっと未収金で上げていく。それが10年、20年、30年続いていく。何だかよく分かりませんが奇妙です。どうなるのですか。

出口企業支援課長

過去には、主債務者の破産等により不納欠損処分をしている事例もございます。ただ、先ほども説明いたしましたとおり、貴重な税金をお預かりして貸し付けさせていただいております。債務を承継する方がいる限り、資産や支払能力の調査などもさせていただき、粘り強く交渉し、前年度を上回る回収に努めていくというところでございます。

喜多委員

国もこれと同じ額の未収金があるのですか。12億円を国と半分ずつになっていますが、国もそのまま黙っているのですか。

出口企業支援課長

基本的には先ほど申したとおり、中小企業設備近代化資金貸付金につきましては2分の1が国の負担でございます。課題認識は国と共有しており、回収に努めているところでございます。

喜多委員

それなら、国は貸したままになっていて回収には全くノータッチなのですか。

出口企業支援課長

国は県に貸付けをしており、県が特別会計の中で運用してきたというような経緯がありますので、直接は県が回収に努めているということでございます。

喜多委員

国が貸し付けたのは、これと同額になっているのですか。

出口企業支援課長

12億円のうちの半分は国の分でございますので、回収額の半分は県から国に返還しているということでございます。

喜多委員

国は6億円ということですか。

出口企業支援課長

基本的に2分の1です。

喜多委員

貸し付けるときの保証や担保などは何もないのですか。

出口企業支援課長

担保は取っております。連帯保証も取っております。

喜多委員

少なくとも平成26年度以降は貸付けがゼロということは、もう五、六年たっているのに、訴訟をしなければいけないのではないのですか。そのまま放置しておくというわけにはいかないのに、法的手続きを取って取り立てしなければいけないではありませんか。このまま毎年500万円や何百万円の回収では、12億円には大分時間が掛かります。多分払うことを拒否していると思います。だから県が督促する段階ではないと思います。そのまま放置している状態では県の県民に対する責任は大きすぎます。裁判して回収できなかつたら仕方がないのだけれど、訴訟をしなければいけないのではないのですか。12億円という金額は大きいです。

出口企業支援課長

回収の方法については弁護士の見解も頂いております。訴訟であるとか、粘り強く相続人、連帯保証人を追って回収に努めるなど、ケースバイケースで判断し、回収に努めさせていただいております。

喜多委員

訴訟して回収できなかつたら仕方がないと思います。訴訟も一つしているということですから、最終的には全額訴訟に持っていくべきだと思います。要望しておきたいと思っています。

黒下商工労働観光部長

当該事業費につきましては、先ほども担当課長からお話がありましたが、最初は国から資金を借り入れて、それと合わせて県が貸し付けておりました。未収金12億円のうち基本的に約2分の1が国からの資金ということになります。

県としては債権管理上の責任から、債権回収の可能性がある貸付けにつきましては県の債権として管理をして、先ほど申し上げたあらゆる手段を講じまして債権回収に努めているところです。

裁判うんぬんというところのお話でございますけれども、そこにつきましては時効の中断でありますとか、裁判所にもお力をお借りしながら努めていくところがあります。部分的に返金いただいている所もありますし、また、債権や相続者を特定することによって債権回収の可能性がある債権もございます。ケースバイケースであらゆる手段を講じて債権回収に努めているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

増富委員

今日の徳島新聞にも載っていたのですが、都道府県の魅力度ランキングで徳島県が下か

ら2番目というようなさみしい報道がありました。夕べ、news zeroを見ていたら、有働さんがランキングを縦にずっと並べていたのですが、徳島が一番下から二つめだったので、足をかがめて、徳島や栃木に是非行ってくださいと言っていました。何か少しさみしいような瞬間を迎えたので、インバウンドについて少しお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係でインバウンドが皆無な状況ということは理解しているのですが、日本は2020年の訪日外国人の宿泊数4,000万人を目標に掲げたということで、徳島県においてもいろんな重点施策をして、インバウンド拡大に向け順調に伸びていったと思うのですが、本県の訪日外国人の宿泊数についてまずお伺いいたします。

春木海外誘客室長

ただいま増富委員から、昨年度の本県の訪日外国人の宿泊者数について御質問いただきました。

観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本県における外国人延べ宿泊者数は平成29年に10万2,812人泊で、初めて10万人を超えました。平成30年につきましては、対前年度13.1パーセント増の11万6,232人泊、令和元年は前年比14.9パーセント増となる13万3,560人泊と、過去最高を更新いたしました。これは5年前の2014年の3万5,940人泊と比較いたしましても、約3.7倍となる大きな伸びとなったところでございます。

また、徳島県観光振興基本計画に定めた令和元年度外国人延べ宿泊者数の目標値11万7,000人を大きく上回るような状況でございました。中でも、令和元年の従業者数10人以上の宿泊施設における国・地域別の宿泊者は、本県では東アジア、香港、台湾、中国、韓国の方が全体の7割を占めているという状況でございます。国別、地域別で詳しく申し上げますと、香港が約35パーセント、台湾が17パーセント、中国が約14パーセント、韓国が約4パーセントというところでございます。

増富委員

本県においても順調に宿泊者数が伸びていったというような御答弁であったと思います。説明資料の18ページに誘客力の向上ということで数多くの事業を展開しているわけですが、この増加を図るために、具体的にどのような事業を展開したのかお聞かせいただきたいと思っております。

春木海外誘客室長

ただいま増富委員から、どのような取組を行ってきたのかという御質問を頂きました。

本県ではインバウンドの重点国・地域である香港、台湾をはじめ、外国人観光客の誘客拡大を図るために、観光プロモーションの実施、広域連携による周遊促進、受入環境整備等の取組を進めているところでございます。

具体的には、重点国・地域である香港、台湾において在香港日本国総領事館と連携し、県内観光事業者18社が現地に出向いて現地旅行会社との商談を行う香港インバウンド商談会を開催するとともに、香港ディズニーランドにおいて、開園後初となる日本の伝統芸能イベントとして阿波おどりの公演を実施し、広く徳島のPRをいたしました。

また、台湾におきましても、本県ゆかりの著名人で徳島インディゴソックスに所属しておりましたチャン・タイシャンさんを起用して観光セミナーを実施するなど、徳島の魅力を発信してきました。

本県が所属する三つの広域DMO、一般財団法人関西観光本部、一般社団法人四国ツーリズム創造機構、一般社団法人せとうち観光推進機構とも連携しまして、四国4県でタイ・バンコクで開催された旅行博にも出展いたしました。

また、本県を含む瀬戸内の魅力を、欧、米、豪のメディアや旅行会社を招へいするファミトリップなど、スケールメリットを生かしたプロモーションを実施してきております。

さらに、県内の受入環境整備の促進に向けまして、公衆無線LANの整備、多言語対応、キャッシュレス決済の整備、現地旅行商品造成に向けた支援、通訳ボランティアの養成に向けたセミナーの開催など、インバウンド誘客の促進に向けて、県内観光事業者、市町村、DMOと連携を図り、取組を進めてきたところでございます。

増富委員

アフターコロナにはインバウンドの需要が爆発的にやって来るというような報道もあります。昨日の報道だったのですが、外務省では全世界対象の渡航自粛要請の引下げも検討しているということも聞いております。2011年の東日本大震災の時もインバウンドがかなり減ったのですが、1年後には元に戻ったというような報道もあるし、新型コロナウイルス感染症がワクチンで収束するのか、集団免疫で収束するのかはいろいろ言われていますが、アフターコロナには全国一斉にインバウンドを取り込むための事業が展開されるというのは、もう目に見えています。

来年度は東京2020オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博に始まり、ワールドマスターズゲームズ2021関西において、外国人が近くまでやって来るので、その時を見据えて慌てないように準備していくことが絶対条件だと思うのです。今後の取組を最後にお聞かせいただきたいと思っております。

春木海外誘客室長

ただいま増富委員から、今後の取組について御質問いただいております。

本県への宿泊者数が多い香港、台湾の現地旅行会社、日本政府観光局に現地の状況について確認しましたところ、訪日意欲は依然高いものの、いつ行けるか分からないため、現在は旅行情報の収集、日本食を楽しむといった興味や関心が高い。現状ではいつ訪日旅行商品の販売が再開できるか分からないが、入国制限の措置状況を見ながら販売していきたいなどといった意見を得たところでございます。

現在、県では、国際観光の再開に備えて、SNSを活用した多言語情報の発信や、現地旅行会社エージェントとのオンラインミーティング、国内在住外国人を活用した県内の観光地を巡るファミツアーの実施、県内観光事業者のスキルアップに向けたセミナーの開催などを進めているところでございます。

加えまして、香港最大手の訪日旅行会社であるEGLツアーズから、香港の方々は旅行に行けない期間中に日本の商品を購入することで日本への旅行に期待を膨らませているといったようなお話もありました。関係部局連携の下、県産品を提案したところ、香港に商

流を持つ県内企業を通じて、同社が運営するeコマースサイトで阿波尾鶏の販売が開始されたところでございます。

販売に当たりましては、飯泉知事によるトップセールスとして香港の皆様に向けた販促動画も作成し、EGLマーケットFacebookで10月10日に公開したところ、既に動画再生回数が1万3,000回を超えるなど、売上げも好調とお聞きしております。このように、県産食材の販売を通じて多面的に本県の魅力をPRしているところでございます。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、国、現地旅行会社等からの情報収集、広域DMOと連携した観光プロモーションの実施、観光コンテンツの磨き上げ、県内観光事業者の受入環境の整備に取り組むとともに、アフターコロナ時代を見据えまして、各関係部局や観光事業者の皆様と連携を図りながら、本県のインバウンド観光の回復に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

増富委員

ただいまの御答弁のように、物産と観光を同時にPRして工夫を凝らしながらやっているということで非常に有り難いと思います。アジア、欧米、豪の訪日外国人の意向調査では、特にアジアの人がアフターコロナは日本に行きたいというデータも出ています。欧米でも日本が第2位ということで、アフターコロナは日本に集中することが予想されます。魅力度ランキングは46位ですが、このインバウンド誘客については、徳島県はもっと上になるように今後とも努力してほしいと思います。よろしく願いいたします。

仁木委員

先ほど喜多委員から指摘がございました12億円の債権についてですが、いわゆる債権というのは二つしかないと思うのです、資産なのか、不良債権なのか。

期限の利益を喪失した時点でそれは不良債権でありまして、ここから先はどのようにして債権回収を進めていくかが大事です。債権管理ができていれば資産だと思います。だからそういう考え方で言いましたら、ずっと収入未済で残しておくのは非常によろしくないと思います。

一つ観点を変えますが、なぜ焦げ付いてしまうのかというと、債務者側からすれば、お金を借りるときの連帯保証、これはそっくりそのまま債務となるわけですが、差押えなどはしないのではないのかという性善説に立っている場合もありますよね。

委員会で見れば、理事者対議会においても同じだと思うのです。これも性善説に立っていると思う。これは債権がずっと残ってて不良債権で焦げ付いて何十年もこのまま帳簿に残っていったら、どこかで決算を否決するかもしれないということは考えていないのではありませんか。そういう考えはないはずなのです。でも合理的に考えてみたらそういうことはあってもおかしくない。

債権回収に当たっては、性善説ではなく性悪説も含めて努力して行っていただきたいと思うのです。

ここで何を聞きたいかと言いましたら、多分これは市町村も含めてですけど、このような不良債権は非常に多いと思うのです。そういう所が多いということは先進地もあると思うのです。

これをどうにかして回収している所の事例を全庁横断的に研究していただきたいのです。その点については我々も先進地を含めて調査をしたいですけれども、理事者側もそういうことをしていくべきではないかと思えます。その点はいかがでしょうか。

出口企業支援課長

ただいま仁木委員から、こういった未収金対策については市町村も含めて全国的に共通の課題があるのではないかという御質問を頂きました。

全国、四国内でもこのように未収金が焦げ付いている事例があろうかと思えます。全国の先進的な取組がございましたら一度訪問させていただくなど、調査研究をして有効な手段があるかどうか調査したいと思います。

仁木委員

調査や研究などをしっかり行って行って、この問題の解決を1日も早くしていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思えます。

扶川委員

中小企業向けの融資制度についてですが、小口資金の保証率引下げ、短期事業資金の融資限度額拡大、新事業展開・リカレント支援資金、生産性革命応援資金の創設等を取り組んできたことが説明されておりますが、これを一つ一つ聞く時間はありません。

これに加えて、今年度は、売上げが15パーセント減ったら3年間保証料がゼロ、金利がゼロである新型コロナウイルス感染症対応資金が、12月末まで受け付けられております。最新実績はどのくらいあるのですか。

出口企業支援課長

ただいま扶川委員から、新型コロナウイルス感染症対応資金の実績額についてお問い合わせいただきました。

10月6日現在ですけれども、9,465件、約1,333億円の保証承諾をさせていただいているところでございます。

扶川委員

ウイズコロナ時代、アフターコロナ時代を見据えた観光のことを議論されましたけれども、これから事業を興したり施設を改修していくために使える資金について、全国知事会が9月26日に国へ意見を出した内容として、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額4,000万円からの引上げ、利子補給の期間延長等、更なる支援の拡充を求めています。これは当然だと思えます。

同時に県としても、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、先ほど最初に申し上げたような資金の設計を改善していく必要があるかと思うのですが、それについてお考えはどうですか。

出口企業支援課長

今後のウイズコロナ、アフターコロナを見据えて県融資制度の更なる充実強化という御質問を頂きました。

県は、中小企業等の事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくため、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の融資制度を設けているところでございます。

融資に当たりましては、信用保証協会の保証を付すことで、中小企業の信用力及び担保力の不足を補い、事業経営に必要な資金が円滑に調達されているところでございます。説明資料にありますように、創業や従業員が20人以下となる規模の小さな事業者向けに対しましては、その運転資金や設備導入を支援するため創業者・小規模事業者向け資金の改正を行いました。

県の融資制度でございますけれども、創業や従業員が20人となる規模の小さな事業者向けの運転や設備導入を支援する創業者・小規模事業者向け資金、地域資源であるLEDや藍の活用、新事業展開や多角化、海外展開など攻めの事業展開を支援する成長産業育成の資金、不況業種に属し売上げが減少している事業者や経済不況、為替変動により資金繰りに困窮している事業者を支援させていただく経営安定資金など、多様な企業の成長発展、経営環境の変化に応じた多様な資金ニーズに対応するための融資制度を20種類ほどメニューとして用意させていただいているところでございます。

令和元年度におきましては、昨年10月ですけれども、消費税増税を踏まえ、新たな経営課題に対応するため、この4月に小規模事業者向けの小口資金については保証料率を最大0.1パーセント引き下げさせていただきました。

また、1年以内の運転資金を支援する短期事業資金の融資限度額については、500万円拡大し、1,000万円から1,500万円に融資限度額を引き上げさせていただきました。

また、昨年8月ですけれども、経営の多角化や人手不足といった課題に対応するため、従業員へのリカレント教育などに取り組む事業者を支援する新事業展開・リカレント支援資金、生産性向上や多様な人材の参画につながる設備導入を促進するための生産性革命応援資金などを創設して、中小企業の資金調達を支援させていただいたところでございます。

今後も、委員がおっしゃるとおり、この度の新型コロナウイルス感染症がまだまだ見通しが不透明な中、更なる人手不足、経営改善を行うための新たな生活様式の導入、デジタルシフトへの対応など、環境に配慮した経営への転換など目まぐるしく変化する経営環境への資金ニーズに即応できるように、引き続き、融資制度の充実を図り、県内企業の事業継続をしっかりと支えるとともに、競争力の強化を促進し、県内企業の成長発展へと支援をつなげてまいりたいと考えております。

扶川委員

たくさんまとめて説明していただきましてありがとうございました。

次に、徳島県地域産業活性化事業についてですが、商工会や中小企業団体中央会への支援に約9億6,000万円を使っております。これはどういう経費に使われているのですか。

島田商工政策課長

ただいま扶川委員から、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会に対する事業につい

て御質問いただいたところでございます。

こちらはベーシック補助金とオンリーワン補助金がございます。ベーシック補助金は人件費について、オンリーワン補助金は各商工団体から提案のあった優秀な事業について、それぞれ補助を行っているものでございます。

扶川委員

今回はこれらの団体が新型コロナウイルス感染症対策のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援成金の窓口もしてくれているわけです。この業務は従来の支援制度の人件費の中で経費が払えているのだらうと思うのですが、12月28日までの受付で終わらせずに継続してほしいという要望が商工会から挙がっているという報道がありました。

私も最近、藍住町の居酒屋を利用した時にこの制度のことをお話ししたのですが、まだ十分知らないようで、そういうものがあるのだったら申請したいというので御紹介いたしました。まだまだ知らない方も多し。需要がたくさんあると思います。是非この制度の延長をしていくべきだと私は思います。商工会からの要望を受け止めていただきたいと思います。このWITH・コロナ「新生活様式」導入応援成金について、最新の申請件数、金額はどうなっていますか。

島田商工政策課長

ただいま扶川委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援成金の実績、申請状況について御質問いただいたところでございます。

10月7日現在で申し上げますと、4,147件、約15億3,000万円の申請を頂いております。多くの事業者の方々に御利用いただいているところでございます。

扶川委員

この制度については、申請日から約3週間で決定になると聞いたのですが、2か月たっても決定通知が来ないという話も聞きました。決定されてから通知が届くまで時間が掛かっていると思うのですが、遅れてしまうほど事業効果が薄れてしまいますので、スピードアップを図る必要があると思うのです。現在、交付が決定されているけれども通知が送られていないものがどのくらい手元にあるのか、この数字が分かっていたら教えてください。

元木委員長

決算の委員会なので、決算に関わる部分だけで結構です。

扶川委員

それだけで結構です。

島田商工政策課長

ただいま扶川委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援成金の申請が遅れている理由について御質問いただいているところでございます。

決算認定特別委員会ということで、金額に係る部分については割愛し、理由について御説明させていただきたいと思っております。

現在、こちらは多くの申請を頂いておまして、円滑な申請につなげるために県内36か所に受付相談窓口を設け、庁内に設置したがんばる事業者応援センターで一括審査を行うなど、速やかな事業処理に努めているところでございます。扶川委員からお話がありましたけれども、申請期間も12月28日まで延長させていただいております。

こうした中、申請件数の増加とともに、一部の申請におきましては、本助成金の目的に沿わない事業規模の拡大のための設備投資や、市場価格と比較して明らかに高額な工事、備品の見積書の提出なども見受けられまして、公金の適正な支出、制度の適正な運用のため審査に時間を要している場合もございます。

申請から交付決定までは約二、三週間、そこから決定通知までは大体一、二週間というようになっております。交付決定後の決定通知につきましても、膨大な申請件数に対し、個人情報を含む大量の文書を一斉に送付することから、誤送付を防ぐために二重三重のチェックを行ってから、発送しているところでございます。

扶川委員

私は前から主張しまして、先ほども申し上げましたけれど、アフターコロナの時代は、融資制度自体についてもいろんな対応が必要になってくるのだろうと思うのです。

この補助制度、給付制度についても、新型コロナウイルス感染症防止ということから考えれば、感染症対策が全くできてないような施設が残ってはいけません。だから、その実態に合わせてずっと続けていかなければいけないのではないかと考えています。そういう意味で、要望をしたいと思ってお尋ねしたのです。詳細な数字はまた別に教えてください。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時30分）